

2023年11月15日

国立大学法人山口大学
学長 谷澤 幸生 殿

山口大学教職員組合
三原 敏秀



国立大学法人法の一部を改正する法律案について（要請）

かねてより山口大学の運営へのご尽力に敬意を表します。

さて、現在開会されている臨時国会に、岸田内閣から「国立大学法人法の一部を改正する法律案」が大学関係者の意見を聴くことなく提出され審議が始まっています。この法案は、国際卓越研究大学に認定される国立大学法人に加え、一定規模以上の法人を特定国立大学法人とし運営方針会議の設置が義務付けられること、それ以外の法人も準特定国立大学法人として運営方針会議の設置が可能とされていることなど、これまでの国立大学法人制度の枠組みを大きく変えるものです。

当組合は、先に発行した「くみあいニュース第 273 号」でも報じましたとおり、大学自治を大きく揺るがす改悪案であり、特定の大学だけではなく全ての大学に関係してくる重大なものと認識しております。このような法案を十分な説明・議論もなく数を頼みに一気に国会を通過させるなどあってはならないことです。

つきましては、下記のとおり要請いたします。

記

1. 貴殿におかれましては、本法案について念慮いただき、お考えを社会に向けて発信いただくこと。
2. 来る国立大学協会の会議において、本法案の問題点について意見を表明していただくこと。

なお参考として、わたしどもが加盟する全国大学高専教職員組合が発表した声明文2点および改正案で「特定国立大学法人」とされる5大学の教職員組合（東京大学教職員組合・岐阜大学職員組合・名古屋大学職員組合・京都大学職員組合・大阪大学教職員組合）の発出した共同声明文を添付いたします。